

議案第50号

損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて

平成30年（ワ）第3217号損害賠償請求事件の裁判上の和解を次のとおり京都地方裁判所において成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年6月4日提出

宇治市長 山 本 正

1 当事者

原告

宇治市在住者
法定代理人親権者父
法定代理人親権者母

被告

宇治市在住者
法定代理人親権者父兼被告
法定代理人親権者母兼被告
(以上を上から順に被告1～3と呼ぶ。)

被告

宇治市宇治琵琶33番地
宇治市
(以上を被告4と呼ぶ。)

2 和解の概要

和解条項

- 1 被告1～3は、原告に対し、連帯して損害賠償金200万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告1～3は、原告に対し、前項記載の金員のうち20万円を、本和解の席上で支払い、原告は、これを受領した。
- 3 被告1～3は、原告に対し、連帯して第1項記載の金員から第2項記載の金員を控除した残額180万円を、令和2年8月から令和5年7月まで、毎月末日限り5万円限り、原告が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告1～3の負担とする。

- 4 被告1～3が第3項の金員の支払を2回怠った（一部不履行を含む）ときは、被告1～3は、当然に期限の利益を失い、第1項記載の金員から既払金を控除した残額及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 5 被告4は、原告に対し、損害賠償金10万円の支払義務があることを認める。
- 6 被告4は、原告に対し、前項記載の金員を、令和2年7月31日限り、原告が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告4の負担とする。
- 7 原告は、その余の請求を放棄する。
- 8 原告及び被告らは、原告と被告1との間、原告と被告2との間、原告と被告3との間及び原告と被告4との間には、この和解条項に定めるもののほかに、一切の債権債務がないことを相互に確認する。
- 9 被告1～3及び被告4は、被告1～3と被告4との間には、本件に関し、求償権その他一切の債権債務がないことを相互に確認する。
- 10 訴訟費用は各自の負担とする。

（提案理由）

損害賠償請求事件について、損害賠償額を定め、和解を成立させるため、提案するものであります。